

# 一般社団法人東京都森林協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都森林協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都西多摩郡日の出町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京の森林が自然豊かで多様な環境を保つとともに、継続的に優良材を生産できるよう、森林の保全、林業・木材産業の振興を通じて地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林・林業・木材産業の振興に関する資料収集、調査研究、普及啓発に関する事業
- (2) 多摩産材の利用促進・需要拡大及び普及啓発に関する事業
- (3) 林業労働力の確保、育成に関する事業
- (4) 森林・林業関係団体相互の連絡調整に関する事業
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 個人会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の事業に賛同した東京都の区域の全部又は一部を事業区域とする森林・林業関係団体

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下法人法という)上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、総会の承認を受けなければならない。

2 会員は、その氏名(団体にあつてはその名称又は代表者の氏名)又は住所に変更があつた

ときは、遅滞なくこの法人に届けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、毎年所定の納期までに、総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

2 既に納入した会費は、返還を請求することはできない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2)総会員が同意したとき。
- (3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

### 第4章 総会

#### (構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)定款の変更
- (2)事業計画の承認
- (3)貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

- (4)理事及び監事の選任又は解任
- (5)会長及び副会長の選任
- (6) 役員の報酬等の総額
- (7)会員の除名
- (8)解散及び残余財産の処分
- (9)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき会長が招集する。

- 2 総会の招集通知は、総会の 1 週間前までに各会員に対して発するものとする。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができるときは、総会の2週間前までにその通知を発しなければならない。
- 3 前項にかかわらず、総会は会員全員の同意があるときには、書面又は電磁的方法による議決権の行使ができる場合を除き、招集手続きを経ずして開催することができる。
- 4 総会員の議決権の5分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長とし、会長が欠けたときは副会長とする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 次の決議は、特別議決として、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1)定款の変更
  - (2)会員の除名
  - (3)解散及び残余財産の処分
  - (4)理事及び監事の賠償責任の一部免除
  - (5)監事の解任

(6)その他法令及びこの定款で定められた事項

- 3 総会に出席できない会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項及び第2項の出席した会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議等の省略)

第18条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

- 2 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び理事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 1名以上 3名以内

(2)監事 1名以上 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、総会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 理事のうち、理事のいずれか 1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、以下の業務を執行する。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)この定款の施行に必要な事項の細部について定める規程の制定及び改廃

(4)その他業務運営に必要な事項

3 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬は総会において定める報酬総額の範囲以内で、支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(賠償責任の一部免除)

第27条 この法人は、法人法第111条第1項に定める理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第6章 会計

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第30条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、総会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

## 第7章 事務局その他

(設置等)

第31条 この法人の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長、その他の職員は、会長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議により会長が別に定める。

(委任)

第32条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に必要な事項は、総会の決議を経て、会長が定める。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

(最初の事業年度)

1 この法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

2 この法人の設立時理事、設立時会長、設立時副会長及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 三谷 清 木村 康雄

設立時会長(代表理事) 三谷 清

設立時副会長 木村 康雄

設立時監事 井上 公基

(設立時会員の氏名又は名称及び住所)

3 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員 住所 東京都

氏名 三谷 清

設立時社員 住所 東京都西多摩郡日の出町大字平井2759番地

氏名 東京都森林組合 代表理事組合長 木村 康雄

設立時社員 住所 神奈川県

氏名 井上 公基

以上、一般社団法人東京都森林協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

平成29年9月3日

設立時社員 三 谷 清

設立時社員 井 上 公 基

設立時社員 東京都森林組合  
代表理事組合長 木 村 康 雄

(改正)

4 この定款は令和6年6月28日より施行する。